

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市宇宙劇場の入場料及び利用料金の減免
根拠条例・規則名		さいたま市宇宙劇場条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話：048-881-1515)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>宇宙劇場の入場料及び利用料金等を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する行事に投影を利用する場合 免除</p> <p>(2) 教職員に引率された市内の幼稚園の園児、保育園等の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はさいたま市立の高等学校の生徒が投影を利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の学校教育関係団体、青少年団体又は青少年育成団体が投影を利用する場合 減額の割合 100 分の 50</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会等が特に必要があると認めた場合 減額の割合 委員会等がその都度定める割合</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		